

令和 5 年 2 月 9 日資料

第2期 明石市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1 第2期明石市子ども・子育て支援事業計画とは

市町村は、子ども・子育て支援法による子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。

本市では、令和2年から令和6年までの5年間を事業期間とする「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）」を令和2年3月に策定しました。計画では、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」を基本理念とし、①子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり、②安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、③一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり、の3つを基本目標としています。

2 中間年の見直しについて

計画には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供の体制の確保の内容及びその実施計画（以下「確保方策」という。）」について定められており、国の基本方針において、計画内容と実態が大きく乖離している場合は、計画の中間年（令和4年）を目安として、適切な基盤整理を行うため、見直しを行うこととなっています。

なお、計画の見直しにあたっては、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において意見を聞くこととされています。

3 明石市の子どもをめぐる状況について

計画の第2章「子ども・子育てを取り巻く現状と課題」に挙げる、子どもの人口の推移、世帯構成の状況等について、計画策定後のデータを「資料3」に取りまとめています。

4 中間年の見直しの考え方と見直し案について

直近の人口動向や、教育や保育、地域の子ども・子育て支援事業の需給状況を勘案し、計画と大きく乖離している項目※について、計画の第4章「量の見込み及び確保方策」に掲げる2023年（令和5年）度・2024年（令和6年）度の「量の見込み」と「確保方策」について見直しを行うこととします。

各項目の令和2年度からの実績と必要な見直し案について、「資料4」に事務局案として掲載しています。

※国の中間年の見直しの考え方

計画において設定した提供区域ごとの令和3年4月1日時点の「実績値」について、計画における「量の見込み」と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しを行うこととされています。